

2022年4月1日

お客様各位

遠軽信用金庫

預金残高1万円未満の預金口座の解約手続きにおける「印鑑不要化」 について

平素より、当金庫をご利用いただき、厚くお礼申し上げます。

当金庫では、2022年4月1日より、個人及び個人事業主のお客様を対象に、預金残高10,000円未満の口座解約手続きについて、ご通帳及び顔写真付き本人確認書類のご提示により、お届け印の押印を不要とし、ご本人様の署名のみで解約できるように手続きを簡素化いたします。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

記

1. 印鑑不要化の手続き内容

取扱開始日	・2022年4月1日
対象となるお客様	・個人及び個人事業主の方
対象となる要件	・預金残高が10,000円未満の場合
ご提示いただくもの	・ご通帳（通帳アプリ口座の場合は、スマートフォン画面を提示） ・キャッシュカード（発行している場合のみ） ・顔写真付き公的本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

※ 従来どおりご通帳及びお届け印での手続きもお取り扱いいたします。

※ 解約口座の他に当座がある場合等、お取引の内容によりお届け印が必要になる場合がございますのでご了承ください。

2. 預金規定の改定

「印鑑不要化」のご解約手続きの取扱開始に伴い、次のとおり預金規定を改定いたします。

(1) 改定する預金規定

- ① 普通預金規定【個人用】
- ② 決済用預金（普通預金無利息型）規定【個人用】
- ③ 貯蓄預金規定
- ④ 納税準備預金規定【個人用】

(2) 改定内容

普通預金規定【個人用】	
改定前	改定後
12. (解約等) (1) 省略 (新設)	12. (解約等) (1) 省略 <u>(2) 前項に定める届出の印章の持参は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名をもってこれに代えることができます。</u>
(2) 省略	(3) 省略
(3) 省略	(4) 省略
(4) 省略	(5) 省略
(5) 省略	(6) 省略

※ 「決済用預金（普通預金無利息型）規定【個人用】」、「貯蓄預金規定」及び「納税準備預金規定【個人用】」についても同様に改定を行います。

※ 改定後の「普通預金規定【個人用】」、「決済用預金（普通預金無利息型）規定【個人用】」、「貯蓄預金規定」及び「納税準備預金規定【個人用】」は当金庫ホームページをご覧ください。

～ご不明な点等がございましたら当金庫窓口までお問い合わせください。～

以 上